第二節　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第百八十五条　第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、第八十八条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百八十六条　中間連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第六章　株主資本等に関する注記

（配当に関する注記）

第百八十七条　当中間連結会計期間において行われた配当については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資

二　配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資

三　基準日が当連結会計年度の開始の日から当中間連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものについては、前二号に定める事項に準ずる事項

（株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記）

第百八十八条　株主資本の金額に、前連結会計年度末に比して著しい変動があつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。

第四編　第二種中間連結財務諸表

第一章　総則

（中間連結決算日及び中間連結会計期間）

第百八十九条　第二種中間連結財務諸表提出会社は、当該会社の中間会計期間の末日を中間連結決算日と定め、当該日を基準として第二種中間連結財務諸表を作成するものとする。

2　前項の場合において、中間連結会計期間は、当該中間連結決算日の翌日から当該中間連結決算日までの期間とする。

（第二種中間連結財務諸表作成の一般原則）

第百九十条　法の規定により提出される第二種中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一　企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して有用な情報を提供するものであること。

二　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の中間財務諸表を基礎として作成されていること。

［編を加える。］